

# 2018年度（平成30年度） 高齢者肺炎球菌予防接種

あなたは、2018年度（平成30年度）の対象者となりますのでお知らせします。  
この予防接種は、肺炎の原因の一つである肺炎球菌の感染予防や重症化防止に効果があるものですが、全ての肺炎を予防するものではありません。

- ・この通知は、2018年度（平成30年度）に対象となる人にもみ送っています。
- ・この通知があっても、過去に肺炎球菌（ニューモバックス）の予防接種を受けたことがある人は対象外です。

**接種期間** 2018年（平成30年）7月1日～  
2019年（平成31年）3月31日  
※この期間を過ぎると、全額個人負担（約8,000円）です。

**接種回数** 1回 ※過去に1度でも接種したことがある人は対象外

**実施場所** 実施協力医療機関（別紙参照）

**個人負担金** 3,000円

※次のいずれかに該当する人は、個人負担金が免除になります。

接種を受ける前に【個人負担金免除の証明書】を取得して医療機関に提示してください。（証明書の具体は、裏面を確認してください。）

※次のいずれにも該当しない人は、証明書を取得する必要はありません。

個人負担金が免除になる人	市民税非課税世帯の人
	中国残留邦人等の支援給付受給世帯の人
	生活保護世帯の人

**持参物** 同封の予診票（コスモス色の紙），健康保険証等

**実施方法** 医療機関に接種希望日の前日までに予約のうえ、  
体調が良い時に受診してください。



【問い合わせ先】

福山市保健所 保健予防課

電話（084）928-1127

## 【2018年度（平成30年度）の対象者】

- 2018年（平成30年）4月1日から2019年（平成31年）3月31日までの間に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人
- 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをする人

## 【個人負担金免除の証明書】

※接種を受ける前に医療機関に提示してください。接種後に提示しても個人負担金の免除はできません。

※①と③の取得方法は別紙「個人負担金免除の証明書について」をご参照ください。

個人負担金免除の対象者	必要となる書類（証明書）
市民税非課税世帯の人	① <u>市民税非課税の証明書（高齢者予防接種用）</u> 又は ② <u>後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</u> ※後期高齢者医療被保険者証を持っている人で、市民税非課税世帯の人が福山市の後期高齢者医療担当課に申請した場合に交付されるものです。 ・接種日時点で、有効期限のあるものに限りです。 ・コピーする必要はありません。
中国残留邦人等の 支援給付受給世帯の人	① <u>市民税非課税の証明書（高齢者予防接種用）</u>
生活保護世帯の人	③ <u>生活保護法による証明書</u>

## 【市外での接種】

予防接種は、住民票のある市町村で受けるのが原則です。やむをえず福山市外で接種する場合は、「予防接種券（広島県内で接種する場合）」又は「依頼書（広島県外で接種する場合）」が必要です。事前に【問い合わせ先】へご相談ください。

なお、広島県外で接種する場合は、一旦全額個人負担で受けた後、一定の額を上限に払戻しをする制度があります。

### 【問い合わせ先】

保健予防課 電話：928-1127      松永保健福祉課 電話：930-0414  
北部保健福祉課 電話：976-1231      東部保健福祉課 電話：940-2567  
神辺保健福祉課 電話：962-5055      沼隈支所保健福祉担当 電話：980-7704